

○富山県社会福祉審議会条例

平成12年3月24日

富山県条例第4号

富山県社会福祉審議会条例を公布する。

富山県社会福祉審議会条例

(設置)

第1条 社会福祉法（昭和26年法律第45号。以下「法」という。）第7条第1項に規定する機関及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。次条第2号において「認定こども園法」という。）第25条に規定する機関として、富山県社会福祉審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

(平12条例35・平12条例44・平26条例61・一部改正)

(所掌事務)

第2条 審議会は、次に掲げる事項を調査審議する。

- (1) 法第7条第1項に規定する社会福祉に関する事項及び法第12条第1項の規定による児童福祉に関する事項
- (2) 認定こども園法第17条第3項、第21条第2項及び第22条第2項の規定によりその権限に属させられた事項

(平26条例61・全改)

(組織)

第3条 審議会は、委員35人以内で組織する。

2 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(平26条例61・旧第4条繰上)

(臨時委員)

第4条 審議会に、特別の事項について調査審議する必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

(平26条例61・旧第5条繰上)

(委員長及び副委員長)

第5条 審議会に委員長及び副委員長1人を置く。

2 委員長及び副委員長は、それぞれ委員が互選する。

- 3 委員長は、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(平26条例61・旧第6条繰上)

(会議)

第6条 審議会は、委員長が招集する。

- 2 委員長は、委員の4分の1以上が審議すべき事項を示して招集を請求したときは、審議会を招集しなければならない。
- 3 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。
- 4 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 5 臨時委員は、当該特別の事項について会議を開き、議決をする場合には、前2項の規定の適用については、委員とみなす。

(平26条例61・旧第7条繰上)

(専門分科会)

第7条 専門分科会に属すべき委員及び臨時委員は、委員長が指名する。

- 2 各専門分科会に専門分科会長及び専門分科会副会長1人を置く。
- 3 専門分科会長及び専門分科会副会長は、それぞれその専門分科会に属する委員及び臨時委員が互選する。
- 4 専門分科会長は、その専門分科会の事務を総理する。
- 5 専門分科会副会長は、専門分科会長を補佐し、専門分科会長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 6 審議会は、その定めるところにより、専門分科会の決議をもって審議会の決議とすることができる。

(平26条例61・旧第8条繰上)

(部会)

第8条 審議会は、専門分科会に、特定の事項に関する調査審議のため、部会を設けることができる。

- 2 部会に属すべき委員及び臨時委員は、その専門分科会に属する委員及び臨時委員のうちから、委員長が指名する。
- 3 部会に部会長及び部会副会長1人を置く。
- 4 部会長及び部会副会長は、それぞれその部会に属する委員及び臨時委員が互選する。

- 5 前条第4項の規定は部会長に、同条第5項の規定は部会副会長について準用する。
- 6 審議会は、その定めるところにより、第1項の特定の事項に関して諮問を受けたときは、部会の決議をもって審議会の決議とすることができる。

(平26条例61・旧第9条繰上)

(庶務)

第9条 審議会の庶務は、厚生部において処理する。

(平26条例61・旧第10条繰上)

(細則)

第10条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、委員長が審議会に諮って定める。

(平26条例61・旧第11条繰上)

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。
(富山県社会福祉審議会の調査審議事項の特例に関する条例の廃止)
- 2 富山県社会福祉審議会の調査審議事項の特例に関する条例(昭和62年富山県条例第1号)は、廃止する。

(経過措置)

- 3 この条例の施行の際現に地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律(平成11年法律第87号)第175条の規定による改正前の法第6条第2項の規定により置かれている審議会(次項において「旧審議会」という。)は、第2条の規定による審議会となり、同一性をもって存続するものとする。
- 4 この条例の施行の際現に旧審議会の委員である者の任期は、第4条第2項の規定にかかわらず、この条例の施行の日における地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う厚生省関係政令の整備等に関する政令(平成11年政令第393号)第52条の規定による改正前の社会福祉審議会令(昭和38年政令第248号)第1条の規定による旧審議会の委員としての任期の残任期間とする。

附 則(平成12年条例第35号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成12年条例第44号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成13年1月6日から施行する。

附 則（平成26年条例第61号）

（施行期日）

1 この条例は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成24年法律第66号。以下「改正法」という。）の施行の日から施行する。

（施行の日＝平成27年4月1日）

（準備行為）

2 審議会は、この条例の施行前においても、改正法による改正後の就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第25条の規定によりその権限に属させられる事項（同法第17条第3項の規定に係るものに限る。）を調査審議することができる。